

安心

安全

国がつくった

創業者のみなさま

小規模企業共済



経営にプラスになる

経営者の
退職金制度

メリット

1

掛金は
増額・減額が可能

月々の掛金は**1,000円**から。
着実に積み立てることで
将来によりまとまった資金を
受取ることができます。

メリット

2

税制優遇が
受けられる

掛金は**全額**を課税対象所得
から控除できます。また、
共済金を受け取る際にも、
メリットがあります。

メリット

3

いざというときの
貸付制度

事業資金に困ったときは
低金利の共済契約者貸付
も利用可能。

小規模企業共済は創業者のためのセーフティネット

共済金の受給権は差押え禁止

受取は一括も分割も可能

加入期間が長いほど有利

掛金は月額**1,000円**から**70,000円**
(500円単位)

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

検索



共済金の受取 (満期・満額はありませぬ。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りいただけます)

■共済事由

	A共済事由	B共済事由
個人事業主	◎個人事業の廃止 ◎共済契約者の死亡	◎老齢給付(180か月以上掛金を納付した65歳以上の方が請求)
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う退任 ◎疾病・負傷による退任 ◎共済契約者の死亡	
会社等の役員	◎会社等の解散	◎老齢給付(同上) ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ◎会社等役員の死亡

共済金A・Bについて

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。(6か月未満は、掛捨てとなります)
 - ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、共済金は掛金合計額と同額となります。
- ※共済事由等の詳しい内容は、ウェブサイト等をご覧ください。

■掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り(掛金月額1万円の場合)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※上表は基本共済金のお受取例です。

※「予定利率」は経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来収支見直し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

※共済金A・Bの他に、準共済金・解約手当金があります。

※解約手当金は、掛金納付月数が12か月未満の場合お受け取りはできず、納付した掛金は掛け捨てとなります。

※共済金、解約手当金の受取に関する詳しい内容は、ウェブサイト等をご覧ください。

小規模企業共済 共済金試算シミュレーション



共済金試算シミュレーションで、**将来受け取れる共済金の額や税額控除を試算**することができます。

20年後の共済金の金額や、一括受取と分割受取ではどう違う、など試算してみましょう。

小規模企業共済 シミュレーション

検索



お申込方法

オンラインでのお申込

小規模企業共済オンライン 加入受付サービス ▶

※オンラインで加入申込をする場合は、マイナンバーカードが必要です。



／ スマホでも・PCでも /



窓口でのお申込

小規模企業共済の加入申込を窓口で行う場合は、中小機構と業務委託契約を締結している事業者の団体等(委託団体)または金融機関の本支店(代理店)の窓口でお申込する必要があります。

下記取扱機関からお申込ください

■金融機関(銀行・信用金庫・信用組合など※)

■商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■青色申告会

※金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

取扱機関名

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

共済相談室

050-5541-7171

【受付時間】平日9:00~17:00